

紀の川エリア周遊サイクリング事業

「紀の川サイクリストおもてなしスポット」募集要項

1 目的

紀の川エリア（紀の川市、岩出市）は、和歌山県内でも先行して自転車道が整備され、風光明媚な景色や四季折々のフルーツを楽しむことができる。

そこで、地域が一体となってサイクリストを温かくお迎えする環境を整えることで地域の魅力をさらに高め、紀の川エリアのリピーター・ファンを増やすことを目的とする。また、それに伴いサイクリングで地域がさらに盛り上がっていくことを目指す。

2 概要

紀の川エリア観光サイクリング推進協議会（以下「当協議会」という。）では、サイクリストにサービスを提供する店舗等を「紀の川サイクリストおもてなしスポット」（以下「おもてなしスポット」という。）として登録し、サイクリストを温かくもてなす。

また、当協議会は登録したおもてなしスポットを HP や SNS 等で周知し、おもてなしスポットは店先にのぼりやステッカーを掲示することでサイクリストの集客を図る。

3 登録要件

おもてなしスポットの登録要件は次のとおりとする。

- （1）紀の川エリア（紀の川市・岩出市）に所在しており、サイクリストを温かくもてなすための取組に積極的な飲食店等であること。

例：飲食店、コンビニ、公共施設、宿泊施設、サイクルショップ

- （2）バイクラック、空気入れ（仏式バルブ対応、空気圧ゲージ付き）を各店舗で準備すること。

- （3）独自のサイクリストへのおもてなし内容を1項目以上記入し、登録期間中は当該おもてなし内容を実行すること。

例：来店時ワンドリンクサービス、会計時の割引、交換用チューブの販売 等

- （4）おもてなしスポットとして、のぼりやステッカーを店先に掲示すること。

- （5）登録内容について、那賀振興局 HP や当協議会 SNS 等に掲載することが可能であること。

4 申請方法及び登録

（1）申請方法

おもてなしスポットの登録申請を行う店舗等は、「紀の川サイクリストおもてなしスポット登録申請書」（別紙）に必要事項を記入し、HP等掲載用の写真データを添付の上、郵送・メール・持参のいずれかにより当協議会事務局へ提出するものとする。

【申込先】紀の川エリア観光サイクリング推進協議会事務局

〒649-6223 和歌山県岩出市高塚209

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課内

E-mail : e1302161@pref.wakayama.lg.jp

TEL : 0736-61-0012

(2) 申請期間

申請：令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

(3) 審査及び登録

提出された申請書の内容について当協議会事務局が審査し、登録要件を満たすと認めた場合は随時登録を行う。

登録された店舗等には通知を行うとともに、店先に掲示するのぼり及びステッカーを配布する。

5 登録の取消

当協議会は、サイクリストからの情報等により、適宜おもてなしスポットの取組状況を調査し、下記のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 店舗等が営業を終了したとき。
- (2) おもてなしスポット登録の辞退があったとき。
- (3) おもてなしスポットの登録要件を満たさないと認めたとき。

6 その他

おもてなし内容の提供については、おもてなしスポットとサイクリストとの間の取引とし、万が一トラブルが発生した場合でも、当事者間で解決に当たることとする。

7 各店舗で準備するバイクラックのイメージ

